

# これからの人権啓発に求められるもの

## 意識調査の分析をふまえて

時岡新(金城学院大学)

### 1. 「人権意識」の複雑さ

必ずしもじゅうぶんに意識されない用語法の誤りに、「人権意識」という言葉を人権“尊重”意識と同義にあつかう例がある。たとえば「あの人は人権意識が高い」「差別の解消には人権意識を高める必要がある」など。もちろん、日常会話のレベルではそのように表現されてなんら問題ないが、こと調査、研究や啓発の場面においては、自覚的な概念の区別と使い分けが不可欠である。

人権意識とは、厳密には、一人ひとりの認識や判断の体系のなかに「人権」という考え方がどのようにに付置され組み込まれているかを表す概念である。人権の尊重を優先されるべき規準ととらえ、日常生活のさまざまな場面に適用する人もいれば、人権とはひとをわがままにし、自分勝手にするけしからん考え方だと思ふ人もいる。それぞれを「人権意識の高い人」「低い人」と呼ぶのは、感覚的には分かりやすいかもしれないが、注意してみればいくつもの誤りを含む。人びとは必ずしも、首尾一貫して「人権」という考え方をういたり、拒絶したりするわけではない。端から見れば矛盾するようなとらえ方、考え方をする場合もある。

児童虐待を例に考えてみよう。ある人が、テレビや新聞の報道で児童虐待のニュースを見聞きする。その人は、心底、傷ついた子どもがかわいそうだと思い、児童虐待はきびしく取り締まるべきだと考える。その気持ちには、まったく嘘はない。ところでこの時、その人は、必ず「人権」という考え方に照らして判断をしているだろうか。そのような人は決して少なくないが、なかには、そうでない人もいるだろう。試みに、その人に、あなたの子どもにも「人権」があり、親だからといって携帯電話の通話記録や机の引き出し、かばんのなかみを勝手に見ることはゆるされないのですよ、と試してみる。その人は、どう答えるだろうか。

別の例を挙げる。おなじくテレビや新聞の報道で、遠い国の圧政を知り、虐げられた民衆の姿に怒りをおぼえる人は少なくない。ではその人びとはみな、現在、日本国内にある在留外国人への差別事象にたいして、同様に憤り反対するだろうか。自分から相当の距離をおいた世界の「人権問題」に敏感な人が、いつも、身近な「人権問題」に関心が深いわけではない。

これらの「人権意識」をすべてまとめて「低い」と呼ぶことは、適切であろうか。もちろん、そのように定義すれば適切である。しかしここでは、そのような道をとらない。そうではなくして、人びとが「人権」という考え方に抱く諸々の感覚、さまざまな判断をできるかぎり詳細に把握し、それによって人びとの、いろいろな「人権意識」のありようを描き出していきたい。「人権」という考え方が受容されやすい場面、されにくい場面、あるいは一人ひとりの判断規準として「人権」という考え方が用いられる度合い、ひろさとふかさ、など、多角的な吟味をすすめていきたい。このような作業は、具体的な啓発の準備に際して、不可欠の課題であると考えられるものである。

## 2. 「人権意識」を捉える工夫

課題の重要性については前述のとおりであるが、では、いったい、どのようにすればそれら複雑な「人権意識」を把握しうるだろうか。筆者はこの10年ほど、調査票を用いた大量調査のデータを使い、いろいろに工夫を続けてきた。あくまで個別の対象にそくして解析をおこなうため、一般化にたえうる万全の指標は得られていないが、ここでは、2005年度に実施された大阪府「人権問題に関する府民意識調査」（以下、府民意識調査）のデータによって議論を展開したい。最初から逃げ道を用意するためではなく、本稿の限界をはっきりさせるために言うのだが、以下の議論は同調査のデータから考えられるかぎりのものであり、かつここで用いる解析手法によってのみ検証済みのものである。もちろん、データは不変なものであるが、解析や解釈にはいくつものやり方がある。読者にはその旨、たしかにご承知おきいただきたい。

具体的な解析の方法を述べる。府民意識調査では「人権のイメージ」を訊く質問を設け、回答者が「人権」という考え方にたいして持つ種類の感情を手がかりにして、それぞれの「人権意識」への接近を試みた。過去、類似の手法を使っておこなった調査・分析によれば、人びとの「人権意識」は、①「人権」という考え方にかんする理解の傾向性を示す「明瞭－不明瞭」の度合いによって、②「人権」という考え方にたいするコミットメントを示す「親近－疎遠」の度合いによって、また③「人権」という考え方をいろいろな判断規準に用いる「積極さ－消極さ」の度合いによって、それぞれ分類しうる。たとえば「人権」という考え方はよく分からない、自分にも身近でない、判断規準とはしないという「無関心・消極適用型」、あるいは「人権」という考え方がはっきりとした輪郭をともなって理解されており、身近に感じ、判断規準としておもに用いるという「自分事・積極適用型」などである。

今回の府民意識調査では、質問数の制約などから、過去の調査・研究で用いた調査項目の一部を使って府民に「人権のイメージ」を訊き、それを類別する方法をとった。類別にはいくつものやり方があり、ひとつは府民意識調査の「調査検討委員分析編」で、もうひとつは「部落解放研究第40回全国集会」分科会などで紹介した（この集会の内容は『部落解放』増刊号578号として報告書にまとめられている）。

以下では『部落解放研究』第178号（部落解放研究所紀要、2007年）に掲載の拙論「人権意識の諸類型と差別をめぐる評価、判断」から、数量化理論という手法によって析出された3つの人権意識類型について吟味する。

類別の手順は論文本編を参照いただきたいが、そこでは「人権という考え方にたいする積極的評価、肯定的判断の傾向」の強弱、「人権という考え方を敬遠し、回避する傾向」の強弱によって、人びとの「人権意識」を便宜的に類型化した（くり返し言うが、類別の方途はほかにもある。類別の妥当性はもちろん、より実践的な把握の仕方を求めて、探求は今後とも継続しなければならない。本稿は積極的な意味での「中間報告」である）。

ふたつの軸によって類別される「人権意識」は、当然ながら、4つある。すなわち「人権という考え方にたいして積極的・肯定的判断の傾向がつよく、敬遠・回避の傾向がよわい」「積極的・肯定的判断がつよく、敬遠・回避がつよい」「積極的・肯定的判断がよわく、敬遠・回避がよわい」「積極的・肯定的判断がよわく、敬遠・回避がつよい」。しかし実際には、積極的・肯定的判断と敬遠・回避がともにつよいと判断しうる回答者は皆無であった。理屈でのみ考えれば自然なことかもしれないが、これはあくまで、データにもとづく結果である。

そのようなわけで、今回の分析では、Aグループ「人権という考え方にたいして積極的・肯定的判断の傾向がつよく、敬遠・回避の傾向がよわい」、Bグループ「積極的・肯定的判断の傾向、敬遠・回避

の傾向がともによわい」、Cグループ「積極的・肯定的判断の傾向がよわく、敬遠・回避の傾向がよわい」、の3グループを取り上げることとする。

### 3. 差別の対象化と不当化

それぞれの「人権意識」類型ごとに、差別の対象化と不当化にたいする姿勢を検証したい。ここで言う差別の対象化、不当化とは、おおむね次のような意味である。

一般に、差別的関係性の問題化をめぐる諸議論には、二重の論理構造がある。すなわち第一に、ある関係性を議論の対象とするための論理。第二に、当該の関係性を不当なものとして意味づけようとする論理、である。各々の論理は相補的であり、あたかも入れ子構造をなしているようである。関係性を規定する意味づけの状況を詳細に把握するためには、差別的関係性の対象化と不当化の文脈を分離し、各々の論理的連関について検討する必要がある。

セクシュアル・ハラスメントについて考えてみよう。婚姻の状況を訊く、恋人の有無について訊く、身体にふれるなど、今日的にみれば問題視されるいろいろな行為も、かつてはそれに苦情を申し立てることさえ容易でない状況にあった。それら一つひとつは、ながい時間をかけて、不快なできごととして指し示され（対象化）、あってはならないことであるとの合意が形成されてきた（不当化）。結果、「セク・ハラはよくないこと」との認識がひろく共有され、逆に「それはセク・ハラである」ということで迅速な問題解決さえも可能になった。しかし、何が不快な行為であるか、それはなぜ改変されるべきであるかについては今後とも不断の吟味が必要である。さもなくば、「セク・ハラ」という言葉はやがて、中身の無い、たんなる誹謗中傷のための“レッテル”へと陳腐化してしまうだろう。

差別一般についても、その対象化、不当化の文脈はたえず検証され、また人びとのあいだで議論が継続されなければならない。前者、差別の対象化については、「これは不快である」との異議申し立てへの人びとの承認、積極的な注目が課題となる。後者、差別の不当化については、「現状は〇〇だから、〇〇のように改変されるべきである」との合意形成が課題となる。それらは、いかなる判断規準によっても可能であるが（たとえば、「かわいそう」だから児童虐待はやめるべきだ、など）、有効な判断規準としての「人権」の考え方をひろく共有したいというのが、本稿の立場である。

別様に言えば、第一に、「人権」という考え方をを用いて人びとの異議申し立てを承認、尊重し、それに注目する姿勢を強化したい。第二に、「人権」という考え方に依拠しながら、異議申し立てのあった状況の改変を図りたい。部落解放運動の長い歴史に学べば、はじめは被差別の側から声が上がリ、それが社会全体に受け入れられ、やがて事態の変化へとすすんだのである。

また別様に言えば、人びとの「人権意識」は、おもに差別の対象化、不当化との関連性において検証されるべきである。一人ひとりの「人権意識」には、対象化、不当化の文脈に親和的なものもあれば、そうでないものもある。どのような「人権意識」が差別問題への積極的にかかわりに繋がりやすく、反対にどのような「人権意識」はそこから遠くに位置するだろうか。具体的な解析結果を事項で紹介する。

### 4. 調査分析から

はじめに、人権意識3類型の構成をもういちど示しておこう。すなわち、

Aグループ：「人権という考え方にたいして積極的・肯定的判断の傾向がよわく、敬遠・回避の傾向がよわい」回答者群、

Bグループ：「積極的・肯定的判断の傾向、敬遠・回避の傾向がともによわい」回答者群、  
 Cグループ：「積極的・肯定的判断の傾向がよわく、敬遠・回避の傾向がつよい」回答者群、  
 である。

## (1) 異議申し立てに対する姿勢

大阪府で実施された「人権問題に関する府民意識調査」(2005年)のデータを用いて考察をすすめる。データ解析と分析の詳細は先にもふれたとおり、拙稿「人権意識の諸類型と差別をめぐる評価、判断」『部落解放研究』第178号に示してある。

第一に、異議申し立てに対する人びとの姿勢、すなわち差別の対象化、不当化をめぐる諸過程にかんして、意識調査に設けられた質問——「差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある」「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」「差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる」という考え方——への回答傾向を確認したい<表1>。

表1: 差別の対象化、不当化をめぐる考え方

人権意識 類別	「差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある」という考え方に			「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」という考え方に			「差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる」という考え方に			実数
	賛成	反対	DKNA	賛成	反対	DKNA	賛成	反対	DKNA	
A グループ	92.2%	1.2%	6.7%	26.3%	60.8%	12.9%	28.6%	51.4%	20.0%	255
B グループ	73.6%	4.6%	21.8%	30.8%	31.2%	38.1%	31.5%	22.6%	45.9%	1745
C グループ	78.7%	6.5%	14.8%	52.2%	36.1%	11.7%	53.5%	26.1%	20.4%	230
回答者全体	79.9%	4.3%	15.8%	33.8%	37.8%	28.4%	33.4%	29.2%	37.3%	3675

※DKNAとは「わからない」および無回答の合計、以下の各表とも同じ

①Aグループでは、“聞く必要”があると答える割合が92.2%と際だって多い。これにたいし、“きりがない”との考え方に「反対」する割合は、Bグループ、Cグループ、回答者全体いずれをも上回るのだが、しかしその数値は60.8%にとどまる。さらに“解決しにくい”に「反対」する割合は51.4%と、差別の対象化、不当化に親和的な認識を示す割合は、順をおって減少する。

差別を対象化、不当化する作業は、種種の承認と受容に支えられながら遂行される。差別に怒り、被差別を知って憤った者が、それは差別であるとの認識を表明し、改変を求めるとしよう。こうした表明や要求は、いずれも然るべき権利であると解されてはじめて、それらが向けられた人びとに届き得る。差別の対象化、不当化は、そのような表明、要求を言うことそれ自体、達せられるべき人権であると認識する人びとにこそよく聞こえ、理解され、同意されるのである。これらから、人権という考え方に積極的評価、肯定的判断をくだす傾向のつよいAグループで、その9割以上が“聞く必要”があると答えるのは順当である。とはいえ、同じ回答層のなかには、多数ではないにせよ“きりがない”“解決しにくい”と考える人びともいる。「人権」という考え方に親和的な人びとであっても、異議申し立てのす

べてに同意するわけではない。

②Bグループは、すべての項目で、DKNAの割合がAグループ、Cグループ、回答者全体いずれよりも多い。その差異は“きりがない”“解決しにくい”でとくに大きい。

③Cグループは、78.7%が“聞く必要”があるとしながら、その反面、52.2%は“きりがない”と判じており、また53.5%が“問題にすると解決しにくい”と考えている。先にAグループについては、人権の考え方にたいする親和性に注目して“聞く必要”への賛意を理解した。しかし、Cグループは人権という考え方を敬遠・回避する傾向のつよい回答層である。したがって、Aグループのように「人権」という考え方との親和性をもって“聞く必要”への回答傾向を説明するのは不適である。差別を対象化、不当化する声への関心は、人権への関心によってのみ生起するものではないとみなければならない。たほう、“きりがない”“解決しにくい”という考え方への賛同が多い傾向は、「人権」という考え方への敬遠・回避との関連性を認めてもよいだろう。

## (2) 差別を解消する方途について

第二に、同和地区出身者への差別を解消する方途について、意識調査に設けられた質問——「同和地区出身者に対する差別をなくすために、次にあげる意見はどの程度重要だと思いますか」：「同和地区住民が差別の現実や不当性をもっと強く社会に訴える」「同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる」「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」という考え方——への回答傾向を確認したい<表2>。それぞれの考え方は、同和問題の対象化、不当化にたいする評価や判断、“寝た子を起こすな”論、“部落分散論”への評価、判断を訊くものとなっている。

表2：差別を解消する方途について

人権意識 類別	「同和地区住民が差別の現実 や不当性をもっと強く社会に 訴える」ことは			「同和地区のことや差別があ ることを口に出さないで、そ っとしておけば自然に差別は なくなる」という考え方は			「同和地区の人々が、かたま って住まないで、分散して住 むようにする」ことは			実数
	賛成	反対	DKNA	賛成	反対	DKNA	賛成	反対	DKNA	
A グループ	46.3%	32.5%	21.2%	32.2%	39.2%	28.6%	45.1%	34.1%	20.8%	255
B グループ	29.5%	30.1%	40.4%	33.3%	23.3%	43.4%	37.8%	20.3%	41.9%	1745
C グループ	33.0%	51.3%	15.7%	47.0%	33.9%	19.1%	52.2%	28.3%	19.6%	230
回答者全体	35.0%	33.6%	31.5%	35.5%	29.5%	35.0%	43.2%	24.4%	32.4%	3675

同和地区住民による訴えが「重要である」とする割合はAグループが46.3%でもっとも多く、次いでCグループ33.0%、Bグループ29.5%となっている。先に、すべてのグループが7割以上、「差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある」との考え方に「賛成」を表明していた。差別一般と比較して、具体的な事象としての同和問題に限ったばあい、人権意識の類別によらず、被差別の立場からの発信に

注目する度合いは小さい。たほう、差別の不当性を訴えることは「重要でない」とする割合はCグループ 51.3%、Aグループ 32.5%、Bグループ 30.1%。これらは前節「差別だという訴えをいちいち取り上げていたらきりがない」との考え方に「賛成」を表明する割合とおおよそ一致しており、差別一般についてその対象化、不当化への抵抗を感じる傾向は、数値の上では同和問題についても同様である。

同和地区出身者への差別解消のために“そっとしておけば差別はなくなる”という考え方が「重要である」とみる割合は、Cグループでもっとも多く 47.0%、次いでBグループ 33.3%、Aグループ 32.2%となっている。先にみた「差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる」への回答と比較しよう。①Aグループはおおよそ3割が“問題にすると解決しにくい”と考え、おおよそ5割がそのような考え方に反対していた。同和地区出身者への差別解消にかぎったばあい、“そっとしておく”ことが重要と考える割合は同じく3割程度あり、それに反対する割合はやや少ない。②BグループはDKNAの割合が45.9%と際だって多かったが、同和地区出身者への差別に限ってみても、明確な判断を示さない傾向はAグループ、Cグループいずれよりもつよい。③Cグループは“解決しにくい”と判ずる割合がAグループ、Bグループいずれよりも多くおおよそ5割であったが、そのような傾向はここでも確認された。以上、同和地区出身者への差別をめぐる“寝た子を起こすな論”への評価、判断傾向は、人権意識の類別によらず、数値の上では差別一般にかんする判断とおおむね軌を一にしている。

「同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする」ことが「重要である」とする意見は分散すべきとの考えを、「重要でない」とする意見は差別の解消と分散とを結びつけない考えを意味する。ここでは詳しく紹介できないが、別の質問——「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」——への回答傾向と比較しながらみていこう。①Aグループは“される側にも問題”との考え方に41.6%が賛成、34.5%が反対を表明していた。“部落分散論”への判断傾向もこれとおおむね同様である。②Bの回答傾向も、同様である。③Cグループでは61.7%が“される側にも問題”と判じていたが、“分散論”を重視する割合は52.2%と、後者が前者を下回り、その差異はAグループ、Bグループに比して大きい。ただし、前者と後者のあいだに傾向の類似は認められる。差別一般にかんして被差別の側に原因を求める傾向と、同和地区出身者にたいする差別の解消と分散とを結びつけて考える傾向とは、数値の上ではAグループ、Bグループで軌を一にし、Cグループで考慮すべき差異を持ちつつ、しかしある程度の類似性を指摘することができる。

## 5. 差別の問題化につながる「人権意識」の醸成を

旧来の人権啓発では、本稿でみたところのAグループ、すなわち「人権という考え方にたいして積極的・肯定的判断の傾向がつよく、敬遠・回避の傾向がよわい」意識の醸成がめざされてきた。むろん、それは妥当である。しかし、先にみたとおり、たとえ9割以上が異議申し立てを“聞く必要”があると答えるAグループの人びとであっても、“きりがない”“解決しにくい”との意見に同意する割合は決して少なくない。理念や理想のレベルで正しい、そうすべきであると分かっているにもかかわらず実践の場面で活かされない可能性はじゅうぶんにある。より具体的な、同和地区住民への差別を解消するための方途について訊いた質問では、その傾向はいっそう強まる。「人権」という考え方は、かくも弱々しいものなのだろうか。

たほう、Cグループ、すなわち「積極的・肯定的判断の傾向がよわく、敬遠・回避の傾向がつよい」意識の人びとは、差別の対象化、不当化に消極的で、“きりがない”“解決しにくい”との意見に対して同意する傾向がはっきりと強い。それでも、おおよそ3割程度はそれらの意見に反対してもいる。すな

わち、ともすれば「人権意識が低い」と一括されてしまう意識類型の人びとでも、その詳細をみれば、差別の問題化に肯定的な判断をもつばあいが少ない。たんに「人権」という考え方にたいする姿勢のみを確認するだけでは、不十分のようである。

もう一つ、注目しておきたいのは、Bグループ「積極的・肯定的判断の傾向、敬遠・回避の傾向がともによい」人びとの判断の曖昧さである。各表の数値をみれば容易に分かるとおり、このグループではDKNA、すなわち「わからない、無回答」の割合が顕著に高い。わずか一言で表せば『無関心』となるだろうこの回答者群こそ、実数からして調査対象者の大半を占める、文字通りの多数派である。長い時間をかけ、また工夫のこらされてきたさまざまな啓発活動の、ここが現時の、到達点でもある。

各グループの回答傾向をふまえて、今後の啓発課題について考えたい。各種の人権啓発は、むしろ、「人権」の考え方にたいする接近、親和性の向上などをめざしている。つまり人びとがやがてAグループに属するように努めているはずである。ところが、調査データの解析から、たとえ「人権」という考え方に親和的であっても、それがつねに差別の対象化、不当化に進むとはかぎらない現実が確認された。これは、①「人権」という考え方への親和性とそれを日常生活における判断規準として用いる積極性とは無条件に結びつかないこと、②人びとの意識のなかで、「人権」への親和性と差別の問題化にたいする関心とは必ずしも相関しないこと、③「人権」と差別とは、概念的にも、またじっさいの意識のレベルにおいても、明確に切りわけて議論し把握されなければならないこと、などを示すものである。ゆえに今後の啓発では、それぞれの実状にそくした対応が必要である。すなわち、たんに「人権」という考え方をのみ紹介し理解や受容を奨励するばかりでなく、「人権」という考え方を判断規準とするような思考、態度の養成、「人権」という視座から差別問題をみるための訓練がくり返されなければならない。

あわせて、「人権」という考え方以外にも差別を対象化、不当化する方途のある可能性を謙虚にみとめ、かりに「人権」には同意しなくとも差別の問題化に肯定的な人びとの意識におおいに学ぶ必要がある。具体的には、啓発の場面で、「人権」の考え方とは直接に関連づけることなく差別について取り上げ、その対象化、不当化について意見を述べあうやり方があるだろう。ある人は一も二もなく「いじめは人権侵害だから不当である」と言うかもしれないが、またある人は「いじめは卑怯だから嫌いだ」と言うかもしれない。たしかに、前者は啓発のめざす目標ではあろうが、しかし後者は、啓発のたいへんに有力な起点なのである。Cグループの人びとの、差別の問題化を肯定する判断の構成に、おおいに学びたい。

もっとも困難な課題は、おそらく、Bグループの人びとへの接近である。ここでの議論からやや離れて、差別問題への取り組み全体からみれば、それら『無関心』な人びとの存在は事実上、差別を肯定し、支える結果となっている。しかしそのような構造的な理解はやや難解でもあり、まして差別の問題化を否定する意見を表明しているわけではない（と自覚している）Bグループの人びとには容易に受け入れられないだろう。ここで啓発プログラムに求められる課題は、①「人権」という考え方と自分自身の生活との関連について理解する、②差別を問題化することの意義について考える、③いわゆる『無関心』な人びとが差別を支える現実について知る、などの機会を提供することである。ただし、前々段でAグループを例にとってみたとおり、知識のみの獲得は必ずしも、態度の醸成を帰結しないという現実がある。しかし旧来、Bグループの人びとがAグループに移行した時点で、啓発としては成功と見なされていた可能性もある。今後は、その過程で、じっさいの思考や態度、行動に資するような訓練がどの程度おこなわれているかを評価基準とすべきであろう。

総じて啓発は、「人権」という考え方に親和的な意識の醸成をめざすものであるが、醸成とは、たんに知らしめるだけでなく、人びとの思考と態度を『鍛える』ことを意味している。ときには、高い人権

意識を持っていると自覚している人びとにその脆弱さを自覚するよう促す必要さえある。たとえ、最終的な目標は理念、理想どおりの判断や行動であっても、そうではない現実があれば、その確認と背景的要因の解明に努めるべきである。意識調査のデータ解析によって、理想と現実の乖離は決して少数例外でないことが分かってきた。それは一見、悲観的な結果にも思われようが、むしろ旧来の啓発がともすれば知識偏重であった可能性を直視し、一方向的な情報発・受信から共同作業への転換をうながすまたとない好機とすべきであろう。

本報告書第一部でくわしく述べられているとおり、参加型による人権啓発では、一人ひとりの“弱さ”を単純には否定せず、あくまでそれに寄り添い、しかしどのようにすればそこから変わっていけるかを追求している。それは本章でみた複雑な「人権意識」と差別問題への具体的な取り組みとを結びつけるために、相当の有効性をもった方途なのである。